

補助第144号線（平井）の道路整備における「用地測量」の実施についてお知らせします

東京都第五建設事務所

【第3号】

補助第144号線（平井二丁目）の現況測量を平成25年10月から平成26年3月にかけて実施しました。

皆様にはご協力いただき、ありがとうございました。

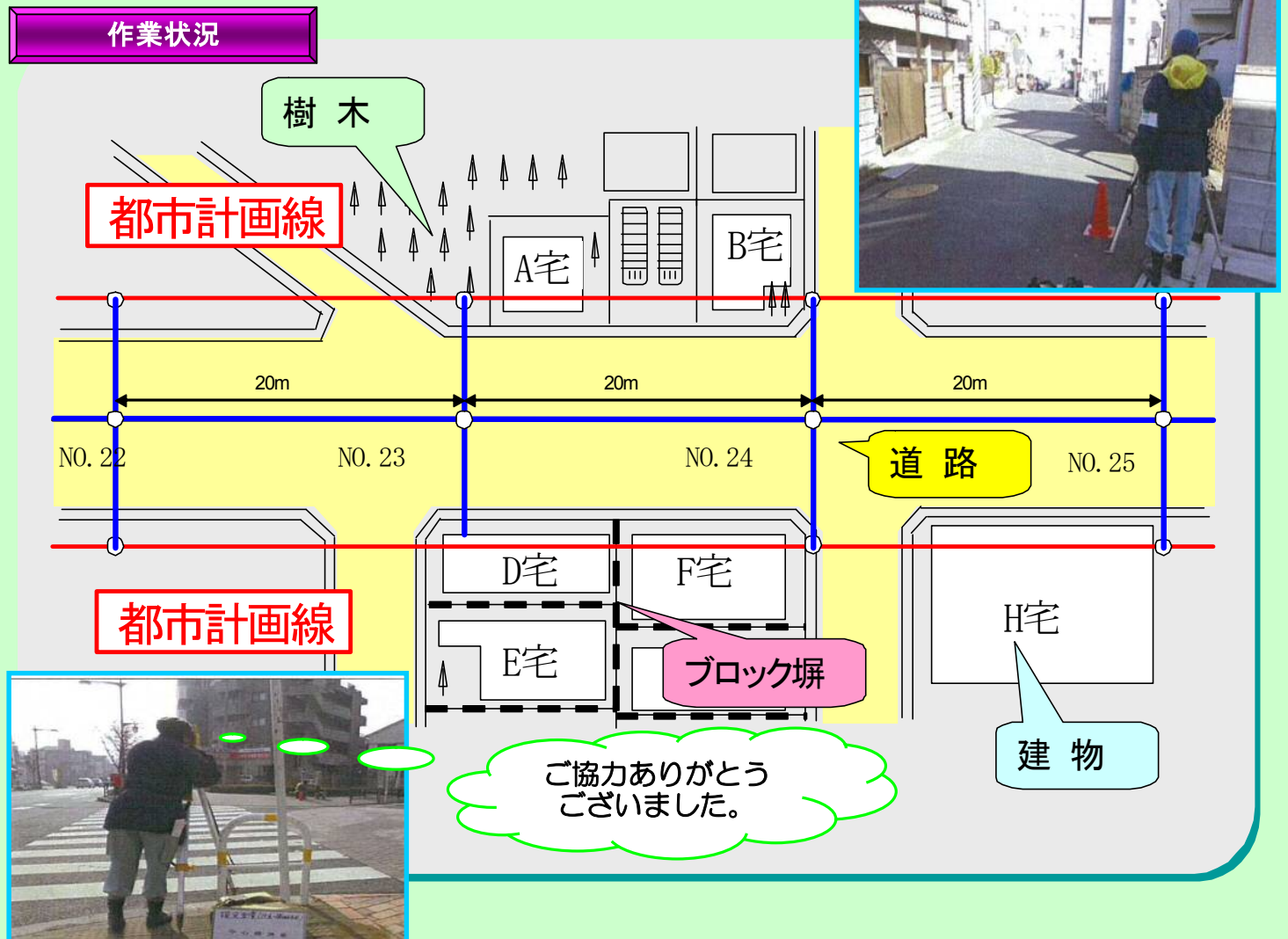
さて、本年4月から現況測量に続きまして、「用地測量」を実施させていただくこととなり、この度、受託業者が決まりましたので、ご連絡いたします。

この冊子は、「用地測量」の実施についてのお知らせです。

◆現況測量のご報告◆（平成25年度）

皆様のご協力のもと現況測量を実施し、都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、塀、樹木及び道路等の現況形状を調査するとともに道路計画線の位置出し作業などを行いました。

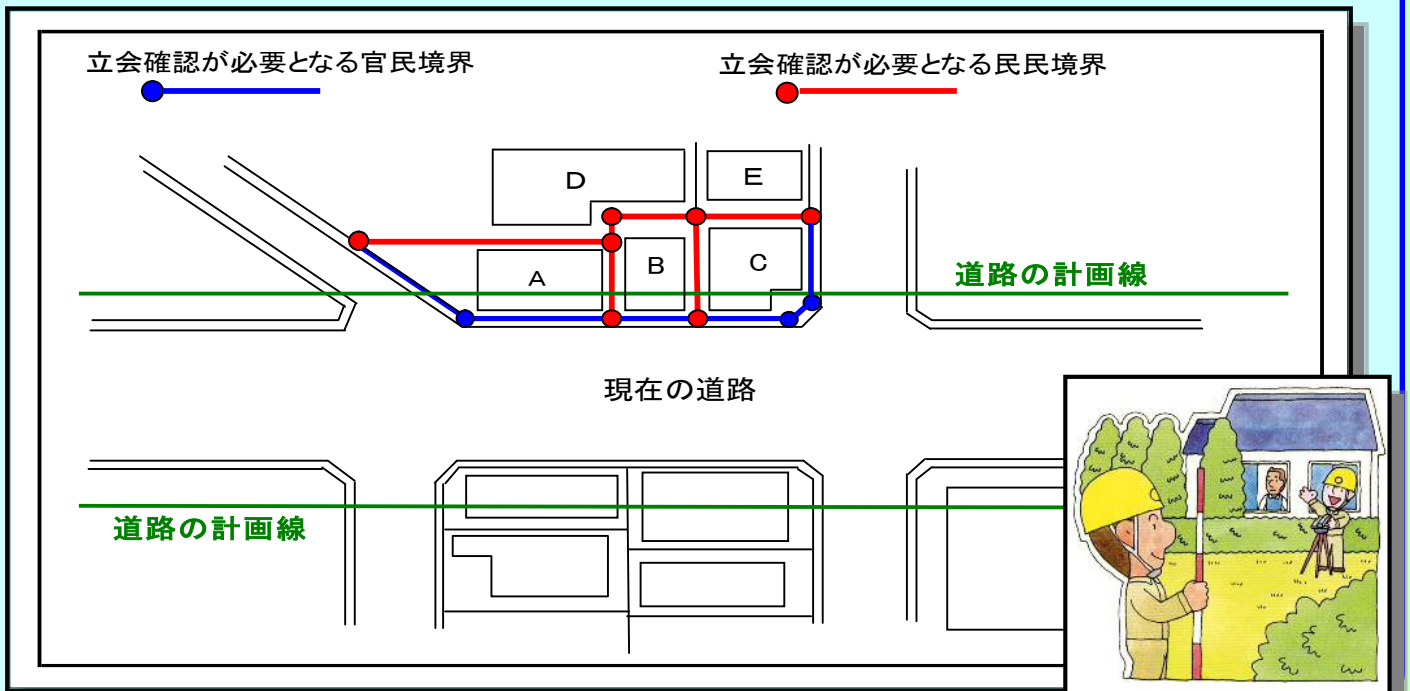
作業状況



◆用地測量の概要◆

用地測量とは

- 都市計画道路にかかる土地について、現地において関係権利者さまの立会のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下記の図で、A、B、Cさんの土地の用地測量を行う場合は、計画線にかからない、D、Eさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、その権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、官民（公私）境界についても確認の立会いをお願いします。



◆用地測量の流れ◆

- 1. 資料調査**
法務局出張所（登記所）で登記簿、公図、地積測量図、借地権等の調査をします。また、現在の道路を管理している管理者（区役所等）にも資料の提供を依頼します。なお、皆様の方で、土地境界等に関する資料をお持ちでしたら、ご提示ください。
- 2. 境界検討図の作成**
上記資料に基づきまして、境界線の現地調査や測量を行い、境界の状況などを確認して境界検討図を作成します。これにより、立会の準備が整います。
- 3. 土地境界の立会い**
公共用地（官民）境界、私有地（民民）境界、借地権境界等の立会いをお願いします。なお、立会の日時につきましては、事前にご連絡いたします。
- 4. 境界の標示**
立会いをしていただいた後、了承を得られた境界点につきましては、金属標等を設置いたします。なお、工作物や障害物等がある場合には、現地に標示できないので、計算点（図面上の点）として扱いさせていただきます。
- 5. 境界確認図書の作成**
立会いにより決定しました境界点を測量し、地積測量図を作成します。これらによって、事業範囲に含まれる土地の面積が確定いたします。

◆境界確認の立会いの際にお持ちいただくもの◆

- 1) 本文章『用地測量の実施についてのお知らせ』
- 2) ご印鑑(シャチハタはご遠慮ください。)
- 3) 土地の境界に関する図面または書類等
- 4) 借地等をされている方の場合、その範囲などがわかる図面や書類
- 5) 代理の方が立会いしていただく場合、「委任状」をお願いします。→
※「本お知らせ」に挟んであります。

委任状

姓(姓) _____
氏名(氏名) _____
〒 _____ 東京都 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____
氏名 _____
住所 _____
日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

◆境界確認の立会いに関するお願い◆

- 立会い日 : 立会いの日時につきましては、測量会社または当事務所より、事前にご連絡いたします。もし、ご都合がつかない場合は、別途日程を調整させていただきます。
- 当日の立会い : 土地境界の立会をし、確認して了承された方には、立会確認書等にご署名、捺印をお願いすることとなります。なお、代理の方が立会いされる場合は、お手数ですが、委任状のご持参をお願いします。また、土地の所有権や借地権が共有の場合は、全所有者の立会いおよび委任状が必要となりますので、よろしく願いいたします。
- 資料について : 皆様がお持ちになっている境界図や測量図など、土地や借地に関するの図面等の資料が境界検討図を作成する際、非常に需要となります。このため、境界の現状を確認する時や境界線の現地測量を行う際に、お手数ですが、ご提示いただきましたので、ご協力よろしくお願いします。
- 測量作業 : 測量作業のため、土地への立入りが必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。
なお、測量会社には、当事務所が発行する「身分証明書」を携帯させ、腕章も着用しております。何かご不明な点がありましたら、身分証の提示や当事務所までご連絡下さい。

身分証明書

25五建工身第 写 割印
身分証明書

氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
勤務先 住所 _____
上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

起 1. 件 名 用地測量(25五-補144平井)
2. 委託場所 _____
3. 委託期間 自 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
東京都第五建設事務所長 _____ 公印

注意

1. この証明書は、標記委託に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第五建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第五建設事務所長へ返還しなければならない。



◆用地測量受託会社◆

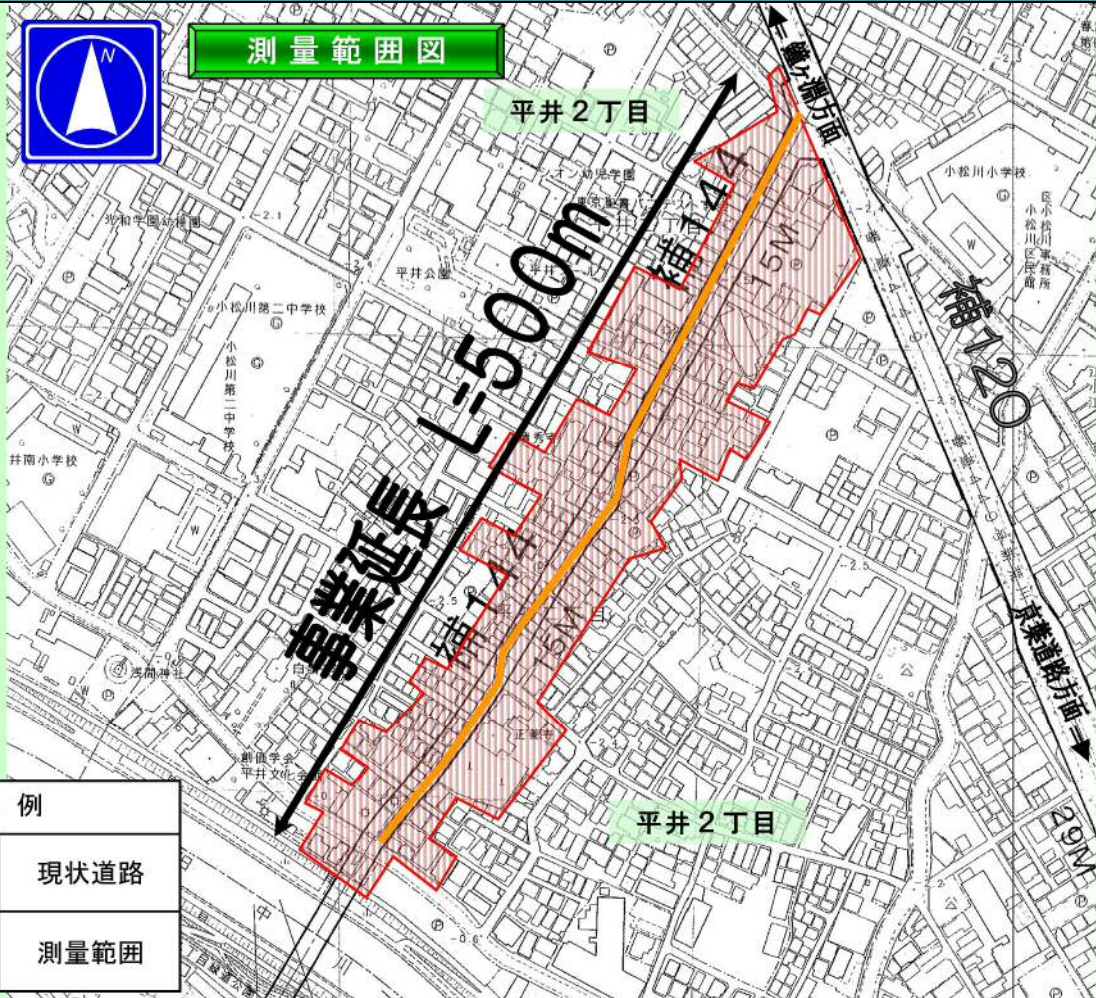
- 1) 受託業者: 『株式会社 双葉』
(測量会社) 東京都豊島区目白3-14-8
担当: 丸山、松浦、小林
Tel 03-3953-3249 (代)



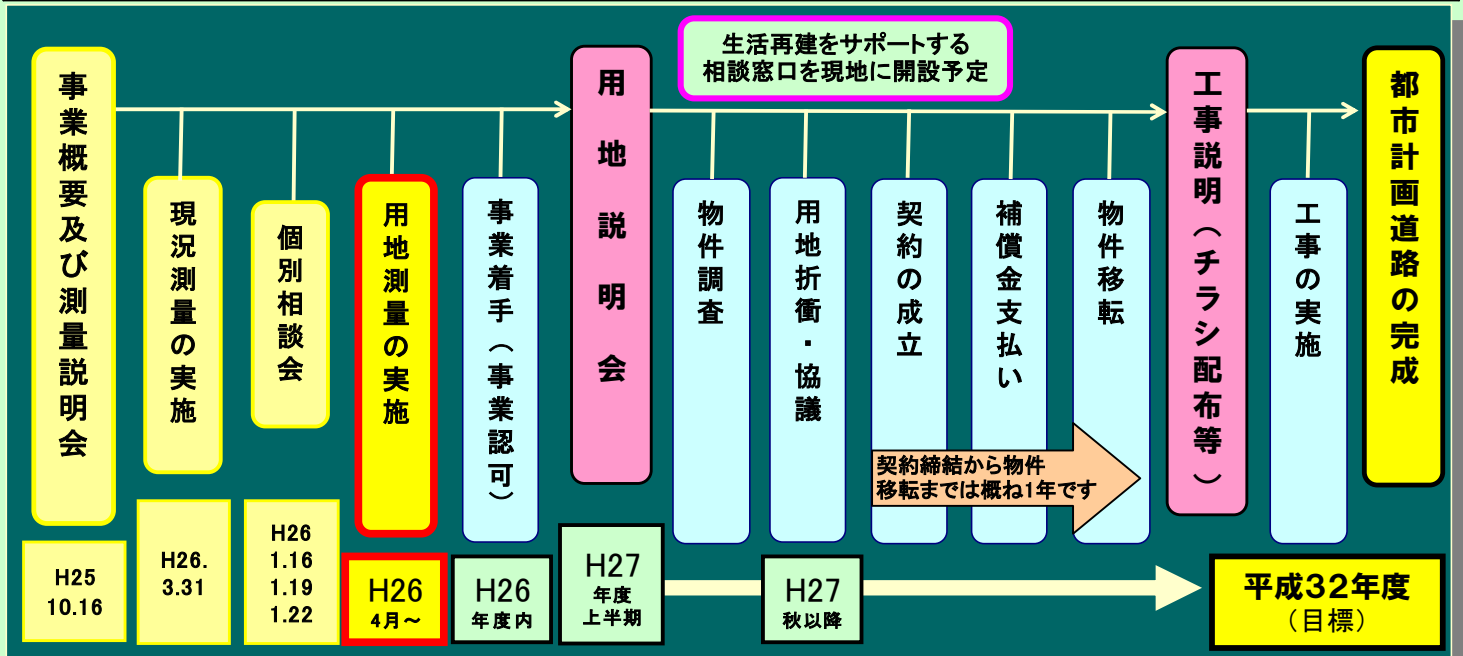
- 2) 作業期間: 平成26年4月～平成27年3月まで
- 3) 作業内容: 用地測量(境界確認・確定、境界立会いなど)
- 4) 作業時間: 原則、平日の午前9時00分から午後5時30分まで
(ただし、日没時刻の変動により前後する場合があります。)

※なお、測量日程や立会いなどの詳細につきましては、後日、測量会社または当事務所よりお知らせいたします。

◆用地測量の範囲◆



◆事業の進め方◆ ※各項目の時期は予定です。場合によっては前後することもあります。



《お問い合わせ先》

東京都第五建設事務所 〒136-0071 東京都江東区亀戸2丁目10番7号

- 事業に関すること 工事課 木密設計担当係 TEL 03-5875-1362
- 測量に関すること 工事課 木密測量担当係 TEL 03-5875-1364
- 用地・補償に関すること 用地課 調整係 TEL 03-5875-1517

東京都第五建設事務所ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/goken/>

